
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 28 回ディスクロージャー専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 28 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 9 月 24 日開催）（以下「第 28 回専門委員会」という。）及び第 417 回企業会計基準委員会（2019 年 9 月 25 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案

【第 28 回専門委員会で聞かれた意見】

修文に関する意見

2. 基準文案¹の第 44-4 項で最も主張したいことは「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に「(2)業界の実務慣行とされている会計処理方法」が含まれることであると考えられる。しかし、「(1)関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続」及びそれ以前の文章があるために、かえってその主張がわかりづらくなっているように思われる。
3. 基準文案の第 44-4 項について、今後、前項の(1)が多く発生する可能性も考慮すると、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に(1)が想定されることは、当然であるとしても記述しておくことが利用者の観点からは重要である。

(対応案)

(1)及び(2)は別の論点とも考えられるため、項を分けて記載することが考えられる（審議事項(6)-6の基準文案の第 44-4 項及び第 44-5 項を参照）。

¹ 聞かれた意見における「基準文案」とは、第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案のことを指している。第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会の基準文案は、本資料の別紙 1 を参照。

【第 417 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

4. 特に意見は聞かれなかった。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

【第 28 回専門委員会で聞かれた意見】

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問を前半に移動させるべきとの意見

5. 文案²において、開発中の会計基準における最も重要な論点である質問 4 (関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案) が資料の後半に記述されているため、最後まで読まないとわかりづらい。質問 1 (企業会計原則注解 (注 1-2) を引き継ぐ提案) 及び質問 3 (重要な会計方針の注記に関する提案) をまとめるか、質問の順番を変更する等の対応ができないか。

(対応案)

審議事項(6)-7 の文案において、質問 1 と質問 3 をまとめるよう修正している。

【第 417 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

6. 特に意見は聞かれなかった。

以 上

² 第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会にてお示しした「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案については、本資料の別紙 2 を参照。

第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案
(関連する項のみ抜粋)

結論の背景

会計上の取扱い

会計方針の開示の取扱い

開示目的

44-4. 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう(第 4-2 項参照)。また、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの(法令等)も含まれる(適用指針第 5 項及び第 16 項)。これらを踏まえると、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」には、例えば以下のような場合で、これらに重要性があるときに想定されると考えられる。

- (1) 関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続。これには、対象とする会計事象等自体については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等(他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。)がある場合に、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続も含まれる。
- (2) 業界の実務慣行とされている会計処理方法。これには、企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法が含まれる。

以 上

別紙 2

第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会にてお示した「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案（関連する箇所のみ抜粋）

■ 本公開草案の公表の経緯及び本公開草案が扱う範囲（本公開草案第 28-2 項及び第 29-2 項）

2018 年 11 月に開催された第 397 回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実について検討することが提言された。この提言を受けて、当委員会では、2018 年 12 月より、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実について審議を開始し、その結果を公開草案として公表することとした。

なお、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実を行うに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかなケースにおけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注 1-2）の定めを引き継ぐこととした。このため、20XX 年改正会計基準は、重要な会計方針の開示における従来の考え方を変更するものではない。

質問 1（本公開草案の公表の経緯及び範囲に関する質問）

本公開草案では、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解（注 1-2）から企業会計基準第 24 号に引き継ぐことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 重要な会計方針に関する注記（本公開草案第 4-3 項から第 4-5 項）

本公開草案では、重要な会計方針に関する注記について、企業会計原則注解（注 1-2）における定めを引き継ぎ、次のように取り扱うことを提案している。

- (1) 財務諸表には、重要な会計方針について、採用した会計処理の原則及び手続の概要を注記する。
- (2) 会計方針の例としては、次のようなものがある。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ③ 固定資産の減価償却の方法

- ④ 繰延資産の処理方法
 - ⑤ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - ⑥ 引当金の計上基準
 - ⑦ 収益及び費用の計上基準
- (3) 会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、当該会計方針の注記を省略することができる。

質問3（重要な会計方針に関する注記に関する質問）

本公開草案の重要な会計方針に関する注記に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合（本公開草案第 44-4 項）

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう（第 4-2 項参照）。また、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの（法令等）も含まれる（企業会計基準適用指針第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）第 5 項及び第 16 項）。これらを踏まえると、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」には、例えば以下のような場合で、これらに重要性があるときが想定されると考えられる。

- (1) 関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続。これには、対象とする会計事象等自体については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等（他の会計基準設定主体が定めた会計基準を含む。）がある場合に、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続も含まれる。
- (2) 業界の実務慣行とされている会計処理方法。これには、企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法が含まれる。

（参考）

上記の会計基準等とは、適用指針第 5 項及び第 16 項でいう「会計基準等」を指しており、具体的には次に掲げるもの及びその他の一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたものをいう。

- (1) 当委員会が公表した企業会計基準
- (2) 企業会計審議会が公表した会計基準（企業会計原則等を含む。）
- (3) 当委員会が公表した企業会計基準適用指針
- (4) 当委員会が公表した実務対応報告

(5) 日本公認会計士協会が公表した会計制度委員会報告(実務指針)、監査・保証実務委員会報告及び業種別監査委員会報告のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

また、法令等により会計処理の原則及び手続が定められているときは、当該法令等も一般に公正妥当と認められる会計基準等に含まれる場合がある。

質問4(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問)

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以 上